

専門委員会設置要綱

制定 2007（平成19）年12月2日制定
2008（平成20）年7月6日改正
2009（平成21）年4月12日改正

（目的）

第1条 日本リハビリテーション工学協会（以下、協会という）会則第30条および施行細則第19条から第25条および同第37条に基づき、専門委員会設置に必要な要綱を定める。

（設置）

第2条 専門委員会は協会理事の発案に基づき、協会理事会の承認を得て設置する。

（設置申請）

第3条 以下の事項を含んだ書面を設置議案として、協会理事会に提案する。

- (1) 名称、設立目的、対象分野
- (2) 委員長候補および設立時委員名簿
- (3) 設置希望期間
- (4) 初年度事業計画案および予算案
- (5) その他、理事会が求める必要書類

（構成）

第4条 専門委員会の委員長は協会員でなくてはならない。
2 原則として、専門委員会の構成員の過半数は協会員でなくてはならない。
3 専門委員会の構成員のすくなくとも一人は協会理事でなくてはならない。

（会計年度）

第5条 専門委員会の会計年度は協会の会計年度と同一とする。
2 ただし、専門委員会が独自の規則等で会計年度を定める場合は前項の規定は適用しない。

（報告義務）

第6条 委員長は専門委員会の会計年度終了後および、専門委員会の解散後速やかに、協会理事会に対して専門委員会の会計および業務の報告をしなければならない。
2 年度の途中であっても、協会理事会の求めがあった場合は、速やかに協会理事会

に対して専門委員会の会計および業務の現況報告をしなければならない。

- 3 専門委員会の構成員等に変更が生じた場合は、速やかに書面にて協会理事会に報告しなければならない。
- 4 専門委員会の設置が複数年度にわたる場合は、協会理事会の求めに応じて翌年度の事業計画および予算を書面にて提出しなくてはならない。

(会員への周知)

第 7 条 専門委員会の活動状況ならびに成果については、守秘義務等特別な理由がある場合を除き、協会理事会をとおして協会員へ周知されなくてはならない。

(設置期間の延長)

第 8 条 専門委員会が設置申請時の設置期間を超えて専門委員会を設置する場合は、委員長は当該期間が終了する 1 ヶ月前までに、延長する期間とその理由を記した書面にて、担当理事を通して協会理事会へ申請しなくてはならない。

(解散)

- 第 9 条 専門委員会は設置期間の終了をもって自動的に解散する。
- 2 専門委員会が設立目的を逸脱していると認められる場合、または第 6 条の規定に違反した場合は、理事長は理事会の決議を経て専門委員会を解散させることができる。
 - 3 前項の規定に基づいて専門委員会を解散させる場合は、当該専門委員会に対して理由を示した通知を行い、弁明の機会を与えなくてはならない。
 - 4 解散時の財産は協会会計へ繰り入れる。

附則

- 1 . 本要綱は制定の日から施行する。
- 1 . 本要綱は施行期日以降に設置される委員会に対して適用される。

附則

- 1 . 本要綱は 2008 (平成 20) 年 7 月 6 日より施行する。

附則

- 1 . 本要綱は 2009 (平成 21) 年 4 月 12 日より施行する。